

関税法施行令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	別表第二（第一条関係） 都道府県		別表第二（第一条関係） 都道府県	現行
	福岡 佐賀 （省略）	（省略）		
改正案	空港名		空港名	現行
	北九州 佐賀 （省略）	（省略）		
改正案	都道府県		都道府県	現行
	同上	福岡		
改正案	空港名		空港名	現行
	同上	北九州		